

平成17年 3月30日

条例第 4号

改正 平成20年 3月31日条例第16号

平成25年 3月22日条例第 8号

平成27年 9月30日条例第28号

平成28年 3月28日条例第 2号

平成29年 3月27日条例第 4号

## 目次

第1章 総則(第 1 条—第 5 条)

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い(第 6 条—第11条)

第2節 個人情報の開示(第12条—第24条)

第3節 個人情報の訂正(第25条—第30条)

第4節 個人情報の利用停止(第31条—第35条)

第3章 審査請求等(第36条—第38条)

第4章 雑則(第39条—第44条)

第5章 罰則(第45条—第48条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市民に信頼される市政の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 四国中央市情報公開条例(平成16年四国中央市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書をいう。  
(平20条例16・平27条例28・平29条例4・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することがないように個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努めなければならない。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲

- (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の収集先
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を変更するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
  - 3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
  - 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。
  - 5 前各項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項を取り扱うものについては適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にすると認められる場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- 3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 思想、信条及び信教に関する個人情報
  - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)取扱事務の目的以外のために個人情報を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用又は外部提供する場合であつて、当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を目的外利用又は外部提供したときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用又は外部提供した個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用又は外部提供した理由
- (3) 目的外利用又は外部提供した個人情報の記録項目
- (4) 前項の規定により求めた措置内容

(平27条例28・一部改正)

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う事務の目的以外のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を目的外利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

ならない。

- 3 前条第3項の規定は、第1項ただし書の規定により特定個人情報を目的外利用する場合について準用する。

(平27条例28・追加、平29条例4・一部改正)

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

- 2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により特定個人情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「外部提供」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

(平27条例28・追加)

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線による電子計算機その他の情報機器との結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全保護措置」という。)を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、速やかに、廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的又は学術研究用の資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、安全保護措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り

得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。
- 5 前項に規定する場合において、実施機関は、同項において準用する第1項の規定により必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

(平20条例16・一部改正)

## 第2節 個人情報の開示

(開示請求権)

第12条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

- (1) 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 自己に係る特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

(平27条例28・一部改正)

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平27条例28・一部改正)

(個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員の氏名に係る情報にあつては、開示することにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。)

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
- (6) 市の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - オ 市又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの
- (8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの

(平25条例8・一部改正)

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月



日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報(第14条第1号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示に必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、開示請求者に対し、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が

生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平20条例16・追加、平29条例4・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る個人情報に国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第14条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報第16条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第34条及び第35条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平20条例16・旧第21条線下・一部改正)

(開示の実施)

第23条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付  
(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

- 2 実施機関は、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

- 3 第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(平20条例16・旧第22条線下)

(費用負担)

第24条 この条例による個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例による個人情報の写しの交付を受けるものは、当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平20条例16・旧第23条線下)

第3節 個人情報の訂正

(訂正請求権)

第25条 何人も、実施機関に対し、開示を受けた自己に関する個人情報に誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(平20条例16・旧第24条線下)

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出又は提示しなければならない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(平20条例16・旧第25条繰下)

(訂正請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(平20条例16・旧第26条繰下)

(訂正決定等の期限)

第28条 前条各項の規定による決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、訂正請求者に対し、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日から起算して75日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平20条例16・旧第27条繰下)

(訂正決定等の期限の特例)

第29条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(平20条例16・旧第28条繰下)

(事案の移送)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が第21条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第27条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平20条例16・追加、平29条例4・一部改正)

#### 第4節 個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第31条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が第7条の規定に違反して収集されたと認めるとき、又は第8条第1項の規定に違反して目的外利用若しくは外部提供されていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止若しくは消去又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求をすることができる。

2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報

報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

3 第12条第2項の規定は、第1項の規定による利用の停止若しくは消去又は目的外利用若しくは外部提供の中止及び前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(平20条例16・旧第29条繰下、平27条例28・平29条例4・一部改正)

(利用停止請求の手続)

第32条 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。次条において同じ。)を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平20条例16・旧第30条繰下、平29条例4・一部改正)

(利用停止請求に対する措置)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(平20条例16・旧第31条繰下)

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条各項の規定による決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、利用停止請求者に対し、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止請求があった日から起算して75日を限度として同項に規定する期間を延長するこ

とができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平20条例16・旧第32条繰下)

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(平20条例16・旧第33条繰下)

### 第3章 審査請求等

(平28条例2・改称)

(審査請求)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに、情報公開条例第19条に規定する四国中央市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。この場合において、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料等の閲覧及び答申書の送付等については、情報公開条例第21条から第24条までの規定の例による。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で審査請求に係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を訂正するとき。
- (4) 裁決で審査請求に係る利用停止決定等(利用停止請求に係る個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部

を利用停止するとき。

- 3 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(平20条例16・旧第34条繰下・一部改正、平28条例2・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第37条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人であるときを除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人であるときを除く。)

(平20条例16・旧第35条繰下、平28条例2・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第38条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平20条例16・旧第36条繰下・一部改正、平28条例2・一部改正)

#### 第4章 雑則

(苦情の処理)

第39条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(平20条例16・旧第43条繰上)

(運用状況の公表)

第40条 市長は、毎年、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(平20条例16・旧第44条繰上)

(他の制度との調整)

第41条 他の法令等の規定により、個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同



じ。)の開示又は訂正その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 2 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報については、この条例の規定は適用しない。

(平20条例16・旧第45条繰上、平27条例28・一部改正)

(事業者に対する措置)

第42条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう指導又は勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由なく応じないとき、又は前項の規定による指導若しくは勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いたうえで、その事実を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平20条例16・旧第46条繰上・一部改正)

(出資法人等の個人情報保護)

第43条 市が出資その他財政上の援助等を行う法人その他の団体で当該法人を所管する実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

(平20条例16・旧第47条繰上・全改)

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平20条例16・旧第48条繰上)

## 第5章 罰則

第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第11条第2項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は同条第4項の管理事務に従事している者若しくは従事して

いた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する個人情報が記録された特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平20条例16・旧第49条繰上)

第46条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報(公文書に記録されたものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例16・旧第50条繰上)

第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例16・旧第51条繰上)

第48条 偽りその他不正の手段により、この条例の規定に基づく請求による個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平20条例16・旧第52条繰上)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(四国中央市情報公開条例の一部改正)

2 四国中央市情報公開条例(平成16年四国中央市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年3月31日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の四国中央市情報公開条例第14条第3項及び第2条の規定による改正前の四国中央市個人情報保護条例第37条第4項の規定により委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は、第1条の規定による改正後の四国中央市情報公開条例第19条第3項の規定により委嘱された者とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、第1条の規定による改正後の四国中央市情報公開条例第19条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧委員としての

任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行の日前に四国中央市情報公開審査会又は四国中央市個人情報保護審議会になされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは四国中央市情報公開・個人情報保護審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について四国中央市情報公開審査会又は四国中央市個人情報保護審議会がした審査の手続は四国中央市情報公開・個人情報保護審査会がした審査の手続とみなす。

附 則(平成25年3月22日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第28号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第8条の改正規定及び同条の次に2条を加える改正規定(第8条の3に係る部分に限る。)は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(四国中央市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の四国中央市個人情報保護条例(以下この項において「新条例」という。)第3章の規定は、施行日以後にされる開示決定等(新条例第19条第1項に規定する開示決定等をいう。以下この項において同じ。)、訂正決定等(新条例第28条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下この項において同じ。)及び利用停止決定等(新条例第34条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下この項において同じ。)に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月27日条例第4号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。